

AOMORI LEGAL NEWS

当事務所では、お付き合いいただいている皆様に向けて、法律関連のニュースや当事務所の近況などを、定期的にニュースレターとしてお送りさせていただいております。当事務所の近況やご挨拶のほか、少しでもお役に立てる情報をお届けできればと思っております。



自動車の助手席・後部座席に乗車中の交通事故

交通事故の被害に遭われた方の中には、自動車の助手席・後部座席に乗車中に事故に巻き込まれたという方もいらっしゃいます。今回のニュースレターでは、自動車の助手席・後部座席に乗車中の交通事故について、お話しいたします。

1 助手席・後部座席に乗車中の交通事故とは？

「家族や友人が運転する自動車に同乗していたところ、その自動車が交通事故の被害に遭い、巻き込まれてしまった」というのが典型的な事故類型です。また、「タクシーや運転代行を利用していたところ、ドライバーが起こした交通事故により怪我をってしまった」という事故類型などもあります。

2 助手席・後部座席に乗車中の交通事故の特徴

交通事故に遭った場合、ドライバーは衝突時に一瞬身構えることができることも多いでしょう。しかし、助手席・後部座席に乗車中の場合には、そうはいかないことも少なくありません。助手席・後部座席の同乗者が不意に強い衝撃を受け、ドライバーよりも重い怪我をしてしまうという例も多く見られます。事故発生の状況いかんによっては、むち打ち、骨折、脊髄損傷、高次脳機能障害などの後遺障害を残すこともありますし、死亡事故となることもあります。

3 交通事故発生から賠償金受領までの手続の流れ

交通事故で怪我をした場合、まずは病院で適切な治療を受けていただくことが大切です。痛みがあるにもかかわらず病院に行かなかったり、必要な治療を途中でやめてしまったりする例も散見されますが、適正な後遺障害等級の認定が受けられなかったり、本来ならば受け取れるはずの賠償金が貰えなくなったりするおそれがあるため、注意が必要です。治療を続けても症状の改善が難しい段階（症状固定）となれば、後遺障害等級の認定申請をし、認定結果が出れば保険会社との示談交渉あるいは裁判を経て、賠償金の支払・受領という手続の流れとなります。

4 交通事故被害者が弁護士に相談するメリット

交通事故被害者が弁護士に相談・依頼することにより、治療中の段階から弁護士が保険会社との対応窓口となり、治療等に関する助言を受けることも可能です。また、交通事故に精通した弁護士であれば、後遺障害等級の認定手続をサポートし、示談交渉・裁判により適正な賠償金の獲得を目指すことが期待できます。

5 弁護士にご相談ください

当事務所では、交通事故の被害に関するご相談・ご依頼を多数お受けしております。皆様の周りに交通事故の被害についてお困りの方がいらっしゃいましたら、交通事故に関する経験豊富な当事務所をご紹介いただければと存じます。

【お問い合わせ】 弁護士法人青森リーガルサービス 代表社員弁護士：木村哲也

電話番号 0120-146-111 受付時間：午前9時～午後5時

青森県弁護士会所属

青森支店【青森シティ法律事務所】

八戸本店【八戸シティ法律事務所】

〒030-0822 青森市中央1丁目1番29号 青森日商連中央ビル2階 〒031-0042 八戸市十三日町1 ヴィアノヴァ6階